

同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定の合憲性

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 11 月 30 日

【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 3465 号

【事 件 名】 国家賠償請求事件（「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟）

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 憲法 14 条・24 条、民法 739 条 1 項、戸籍法 74 条 1 号、国家賠償法 1 条 1 項

【掲 載 誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25593967

亜細亜大学講師 春山 習

事実の概要

同性の者との婚姻を希望する原告らは、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定が憲法 14 条 1 項、24 条 1 項及び 2 項に違反しており、したがって国会は民法及び戸籍法の諸規定が定める婚姻を同性間でも可能とする立法措置を講ずべき義務があるにもかかわらず、これを講じていないことが国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるとして慰謝料などの支払いを求めた。

判決の要旨

棄却。

1 憲法 24 条 1 項適合性

「婚姻をするについての自由は、憲法 24 条 1 項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができるが、憲法 24 条 1 項の「両性」や「夫婦」という文言及び同条の制定過程を踏まえると「憲法 24 条にいう『婚姻』とは、異性間の婚姻を指し、同性間の婚姻を含まないものと解するのが相当である。」

また、婚姻は男女のものとする伝統や社会通念及び世論調査の結果を踏まえると、「同性間の人的結合関係を異性間の夫婦と同じ『婚姻』とすることの社会的承認があるものとまでは認め難く、「現段階において……解釈を変更すべき状態となっているもの」ということはできない。」「したがって、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が憲法 24 条 1 項に違反するとはいえない。」

2 憲法 14 条 1 項適合性

憲法 14 条 1 項は「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であると解すべきである。」

「本件諸規定は、性的指向が異性愛であることを婚姻の要件としたものではないが、婚姻を異性間のものに限ることによって、実質的には同性愛者の婚姻を不可能とする結果を生ぜしめているから、性的指向による区別取扱いに当たるものと認められる。」「これにより、同性愛者は、婚姻（法律婚）制度全体を利用することができない状況に置かれ、異性愛者とは異なり、婚姻によって生ずる様々な法的効果等を享受することができないという不利益を受けているといえることができる。」

しかし、「本件諸規定が婚姻を異性間のものに限り、同性間の婚姻を認めていないことは、上記のような社会通念を前提とした憲法 24 条 1 項の法律婚制度の構築に関する要請に基づくものであって、上記区別取扱いについては合理的な根拠が存するものと認められる。」したがって、「憲法 14 条 1 項に違反するとはいえない。」

3 憲法 24 条 2 項適合性**(1) 審査の前提**

「同性愛者は、性的指向という本人の意思で変えることのできない事由により、本件諸規定により婚姻制度を利用することができない状態に置かれている。」「その結果、同性愛者は、そのパートナーとの共同生活について、家族として法的保護を受け、社会的に公証を受けることが法律上できない状態にある。」「憲法 24 条 2 項は、婚姻に関する事項のみならず、家族に関する事項について

も、その立法に当たり個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべき旨を示しているところ、このような状態が、憲法 24 条 2 項が掲げる個人の尊厳に照らして合理性を欠き、立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという点を踏まえ、本件諸規定の憲法 24 条 2 項適合性を検討する。」

(2) 審査の枠組み

「憲法 24 条 2 項は、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条 1 項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものとイえる。そして、憲法 24 条が、本質的に様々な要素を検討して行われるべき立法作用に対してあえて立法上の要請、指針を明示していることからすると、その要請、指針は、単に、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害するものでなく、かつ、両性の形式的な平等が保たれた内容の法律が制定されればそれで足りるというものではないのであって、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、この点でも立法裁量に限定的な要請をし、指針を与えるものといえる。」

「他方で、婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における家族関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきものである。特に、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益や実質的平等は、その内容として多様なものが考えられ、それらの実現の在り方は、その時々における社会的条件、国民生活の状況、家族の在り方等との関係において決められるべきものである。したがって、婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法 14 条 1 項に違反しない場合に、更に憲法 24 条 2 項にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の

要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものと解するのが相当である。(以上につき、平成 27 年夫婦同氏制大法廷判決参照)」

(3) 婚姻制度の趣旨と同性カップルに生ずる影響

「婚姻(法律婚)制度は、様々な法制度のパッケージとして構築されており、婚姻することによって様々な法的効果が発生する。」「これらの規定の多くは、夫婦が共同生活を送り、場合によっては子を産み育てるにあたり、その家族関係を法的に保護する趣旨のものであるといえることができる。」「また、このような明文による法的効果に限らず、婚姻により、その当事者は、社会内において家族として公に認知され、それにより家族として安定した共同生活を営むことが可能となるという効果も生ずる。」

この「婚姻により得ることができる、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重要な人格的利益といえることができる。」同性カップルにおいても「その実態は、男女の夫婦と変わるところがないのであって」、この利益は「個人の尊厳に関わる重大な人格的利益に当たる」。

「現在、同性愛者には、パートナーと家族になることを可能にする法制度がなく、同性愛者は、その生涯を通じて、家族を持ち、家庭を築くことが法律上極めて困難な状況に置かれている。……特定のパートナーと家族になるという希望を有していても同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能になることは、その人格的生存に対する重大な脅威、障害であるといえることができる。」

(4) 社会状況と立法裁量

近時、同性愛に対する偏見や差別的認識は改められつつあること、多くの国でパートナーシップ制度や同性婚が法制化されていること、世論調査で同性婚への賛成意見が反対意見を上回るようになってきていること、多くの地方公共団体でパートナーシップ証明制度が導入されていることを踏まえると「さらに国において同性間の人的結合関係について婚姻に類する制度を構築することについて大きな障害となるような事由があることはうかがわれない。むしろ、上記のような制度を構築す

ることは、その同性間の人的結合関係を強め、その中で養育される子も含めた共同生活の安定に資するものであり、これは、社会的基盤を強化させ、異性愛者も含めた社会全体の安定につながるものということもできる。」

他方で、「同性間の人的結合関係についてパートナーと家族になるための法制度を導入する場合に上記のような点についていかなる制度とすべきかについては、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、また、子の福祉等にも配慮した上で、立法府において十分に議論、検討がされるべきであるということができる。」

(5) 結論

「以上の点を総合的に考慮すると、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法 24 条 2 項に違反する状態にあるということができる。しかしながら、そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられており、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られない……ことからすれば、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が憲法 24 条 2 項に違反すると断ずることはできない。」

国家賠償請求は認められない。

判例の解説

一 本判決の位置づけと特徴

本判決は、全国 5 カ所で提起された同種の事件の一つであり、札幌地判令 3・3・17（判時 2487 号 3 頁：以下①判決）及び大阪地判令 4・6・20（公刊物未登載、LEX/DB25592785：以下②判決）に続いて 3 件目の判決である。

学説上、憲法 24 条 1 項における「婚姻」は異性婚を指し、立法による同性婚制度を禁止しているわけではないものの、要請しているのでもないとする見解が有力である¹⁾。これに対して本件を含む一連の訴訟では、憲法 13 条、14 条 1 項、憲法 24 条 1 項及び同 2 項に基づいて同性婚制度が要請されているという主張がなされている²⁾（ただし本判決では憲法 13 条については争われていな

い）。

本判決は、結論としては請求を棄却したものの、同性カップルが家族になることができない現状が違憲状態であるとの判断を示した。①判決に続く 2 件目の実質的な違憲判断という点で注目されるが、その理由付けは異なっている。すなわち①判決は憲法 14 条 1 項によって違憲と判断したのに対し、本判決は憲法 14 条 1 項については合憲としつつ、憲法 24 条 2 項に基づいて、かつ同項の「個人の尊厳」の観点から違憲判断を行ったのである。

二 本判決の構造

①判決は憲法 24 条が異性婚を保護する規定であると解し、それゆえ同条には違反しないと簡単に結論づけていた。憲法 24 条 2 項はその後の憲法 14 条 1 項の審査において立法府の広い裁量を導くものとして機能するのみである。このような理解によれば、憲法 24 条の立法裁量を憲法 14 条 1 項が規律することになる。この立場に対しては、両条文は一般法と特別法類似の関係として理解すべきではないか³⁾、憲法 24 条から同性カップルを切り離しておきながら同条文を根拠に婚姻の法的利益の重要性は同性カップルにも妥当するという論証は矛盾しているのではないか⁴⁾、「平等な」パートナーシップ制度の導入は原告の救済にならないのではないか⁵⁾、という批判がある。もっとも、こうした平等からのアプローチも依然有力であろう。

これに対して本判決は、憲法 14 条 1 項については性的指向に基づく区別であることを認定する点で①判決と同様であるが、憲法 24 条が異性婚を保護していることから区別に合理的な根拠が存在するとして合憲と判断した。違憲とされたのは憲法 24 条 2 項によってである。平成 27 年夫婦同氏制決定の審査枠組みが用いられているが、同決定は異性婚を前提にしている。そこで本判決は憲法 24 条 2 項の「婚姻」ではなく「家族」に着目する。すなわち、まず評価されるのは同性婚制度の不存在ではなく、同性愛者が「そのパートナーとの共同生活について、家族として法的保護を受け、社会的に公証を受けることが法律上できない状態」、いわば同性カップルが家族になるための制度が存在していないことなのである。実際、憲法 24 条が「婚姻に関する事項のみならず、家

族に関する事項についても」規律していることが強調されている。こうして本判決は、本件を憲法 24 条 2 項の家族の問題として位置づけ、同項についての先例を用いて「個人の尊厳」の観点から「法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響」を踏まえ、立法裁量の範囲内か否かを審査するのである。この枠組みによって、法的利益のみならず、社会的公証を受けるという社会的ないしは事実上の利益を考慮に取り込んでいることも①判決との対比で注目すべきである。

審査において、パートナーと「家族」であることを法的にも社会的にも認められることが「個人の尊厳に関わる重要な人格的利益」であるとされ、婚姻はそれを実現する一つ的手段として位置づけられている。したがって、憲法上保障された婚姻の自由が異性婚に限られるとしても、同性婚立法を含むその他の何らかの手段によってパートナーと「家族」になることができるという重要な人格的利益を保障することが求められる。つまり違憲と評価されているのは制度の欠缺である。もっとも、婚姻以外にも「家族」になる制度は複数想定されうするため、本件諸規定の存在自体は憲法 24 条 2 項には違反しないことになる。

本判決が主題化したのは婚姻についての平等ではなく、「パートナーと家族となり、共同生活を送るについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる」という「個人の尊厳に関わる重大な人格的利益」の問題であり、これは性的指向にかかわらず何人にも認められるべき実体的利益ということになる。この立場に対しては、憲法 24 条における「婚姻」が異性婚を前提としているのであれば、同 2 項における「家族」も、基本的には異性婚の夫婦及びその子を前提としているはずであり、同性カップルはそこに含まれないのではないか⁶⁾、また、「個人の尊厳に関わる」ほどの「重大な人格的利益」なのであれば、憲法 13 条等に基づき憲法上の権利として認めよう⁷⁾、憲法 24 条との関係を検討すべきではないか、との批判がありうるだろう。

実は本判決のこうした構成は、「個人の尊厳」への言及も含めて、合憲の判断を下した②判決とほぼ同様である。差異は、本判決が、同性カップルの置かれた状態が憲法 24 条 2 項に違反すると踏み込んだ判断を示した点にある。②判決を踏襲すればこの点は必要不可欠ではなかっただけに、

何らかの立法措置を促そうとする本判決の工夫をみることができよう。すなわち、憲法上、同性婚を法制化することまでは要請されていないものの、パートナーシップ制度など何らかの制度を設けることは要請されるという趣旨であると思われる。

三 本判決の意義と限界

同性カップルが置かれている現状が「個人の尊厳」に照らし、正当化しがたいものであることは確かであり、違憲の判断によって法的保障を及ぼそうとする本判決の方向性自体は妥当である。平等とは異なるアプローチによって、個人の尊厳の観点から現状が「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害」であると評価されたことの意義は大きい。しかし、憲法 24 条の婚姻から同性カップルを排除し、婚姻ではなく「家族」の問題として「婚姻に類する制度」の創設を示唆している点で、問題のレベルが格下げされているといわざるをえない。判例、学説のみならず世論でも確立した見解が存在せず、裁判所としても踏み込んだ判断をしにくい状況とはいえ、「個人の尊厳に関わる重大な人格的利益」を保障するためには、正面から同性婚を保障する議論が必要である⁸⁾。

●——注

- 1) 長谷部恭男編『注釈日本国憲法 (2)』(有斐閣、2017 年) 510 頁 [川岸令和]。
- 2) 学説の状況につき援透「日本国憲法における同性婚の位置」専法 135 号 (2019 年) 20~44 頁参照。
- 3) 千葉勝美「同性婚認容判決と司法部の立ち位置」判時 2506 = 2507 号 (2022 年) 206~207 頁。渡辺康行ほか『憲法 I 基本権』(日本評論社、2016 年) 453 頁 [穴戸常寿] も参照。
- 4) 中岡淳「判批」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-011872032 (Web 版 2021 年 5 月 14 日掲載)。
- 5) 巻美矢紀「救済を視野に入れた憲法上の実体的な権利の構成」法時 94 巻 2 号 (2022 年) 118 頁。
- 6) 平成 27 年夫婦同氏制判決は「夫婦及びその間の未婚の子や養親子」を「家族」として認めているようにみえる。
- 7) この点につき、西村枝美「同性婚の未規定性の憲法適合性：婚姻の自由ではなく人格権の問題として」関法 69 巻 3 号 (2019 年) 552 頁以下参照。
- 8) そのような試みとして中岡淳「同性婚の憲法的保護の可能性 (3)」論叢 185 巻 1 号 (2019 年) 39 頁以下参照。